

廃棄物処理基準等専門委員会	資料2
平成27年11月16日	

## 中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会の設置について

(平成22年1月25日部会決定)

(平成25年3月29日改訂)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会(以下「部会」という。)に、廃棄物処理基準等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく廃棄物の適正処理に係る技術的基準等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。